

副本

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

回答書(2)

平成29年2月23日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸 


斉 藤 雅 彦 

長谷川 律 

鶴 田 き く 

塩 田 剛 志 

越 政 樹 

武 田 久 仁 子 

被告は、本回答書において、原告らの2017年（平成29年）2月17日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書」という。）に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本回答書において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

### 第1 求釈明事項1及び2に対する回答

乙第72号証及び乙第73号の「決裁・供覧欄」に署名または押印のある者の氏名は、以下のとおりである。

大臣	下村 博文
副大臣	谷川 弥一
大臣政務官	義家 弘介
事務次官	森口 泰孝
文部科学審議官	山中 伸一
官房長	前川 喜平
総務課長	佐野 太
総務課副長	小谷 和浩
法令審議室長	吉田 光成
局長	布村 幸彦
審議官	山下 和茂
初等中等教育企画課長	藤原 章夫
主任視学官	望月 禎
室長	水田 功
専門官	佐藤 雄一
係長	中村 真太郎

以上